

兵庫県立加古川東高等学校 PTA 個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、兵庫県立加古川東高等学校PTA（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関して必要な事項を定めることにより、本会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 保有個人情報 本会が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人情報をいう。
- (3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報をいう。
- (4) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (5) 会員等 本会会員及び事務局職員をいう。

(責務)

第3条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

(個人情報管理責任者)

第4条 本会は、第1条の掲げる目的を達成するため、個人情報管理責任者を置き、本会会長をもってこれに充てる。

2 個人情報管理責任者は、本会における個人情報の取得、利用、提供及び管理並びに開示及び訂正等の請求に関し、この規程の定めに従い適正に処理する責務を負う。

(利用目的の特定)

第5条 本会は、個人情報を次の各号に掲げる利用目的の達成に必要な範囲でのみ利用するものとする。

- (1) 学校と家庭の連絡を緊密にする事業を実施するため

- (2) 学校の教育環境整備に関する事業を実施するため
- (3) 会員研修に関する事業を実施するため
- (4) 生徒の進路指導・校外生活指導・課外活動及び保健衛生に関する事業を実施するため
- (5) その他本会の目的に必要な事業を実施するため

(個人情報の取得)

第6条 本会は、個人情報を取得するときは、適法かつ公正な方法により行うものとする。

2 本会は、要配慮個人情報については、取得しないものとする。

(個人情報の利用の制限)

第7条 本会は、取得した個人情報を、利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は生徒の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(第三者への提供の制限)

第8条 本会は、取得した個人情報を、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は生徒の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(安全管理措置)

第9条 個人情報管理責任者は、個人情報の漏えい、滅失又は改ざん等を防止するために、必要かつ適切な安全管理措置を講じるものとする。

- 2 個人情報管理責任者は、個人情報を取扱う会員等に対し、必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 3 個人情報管理責任者は、個人情報の取扱いを外部へ委託するときは、委託を受けた者に対し、必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 4 個人情報管理責任者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、すみやかに当該個人情報を廃棄又は消去するよう努めるものとする。

(漏えい時などの対応)

- 第10条 本規程に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した会員等は、その旨を直ちに個人情報管理責任者に報告するものとする。
- 2 個人情報管理責任者は、前項による報告内容を調査し、違反の事実が判明した場合には、当該事実についての具体的対応並びに再発防止策を講じるものとする。

(個人情報の開示)

- 第11条 本会は、本人から当該本人に係る保有個人情報について、書面により開示の申出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認のうえ、合理的な期間内に開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 法令に違反することとなる場合

(個人情報の訂正等)

- 第12条 本会は、保有個人情報の開示を受けた者から、書面により当該保有個人情報の訂正、追加又は削除、利用の停止及び消去の申出があったときは、遅滞なく調査を行いその結果を申出者に対し書面により通知するものとする。

(苦情の処理)

- 第13条 本会の個人情報の取扱いに関する苦情の相談窓口は、本会事務局とする。
- 2 個人情報管理責任者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(改廃)

- 第14条 この規程の改廃は、本会役員の決議を経て行う。

付 則

この規程は、平成30年5月12日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。